

「障害児から障害者へのサービス切り替え時に顕著に現れる課題の見える化」

アンケート調査結果報告書【別冊】

名古屋市自立支援連絡会
令和 7 年 8 月

<目次>

記述式回答（原文）まとめ I

(1) Q7（ケースの概要）	3
(2) Q11 及び Q12（記入したケースで感じた課題）	9
(3) Q13（平日夕方の時間帯の過ごし方の希望）	12

((1) ~ (3) の分類方法)

比較のため Q8（サービス調整結果）の以下の 3 つの選択肢をもとに分類

- ① 本人のニーズに基づく調整ができたケースについて
- ② 調整はできたが、本人のニーズに基づくものではなかったケースについて
- ③ 調整できなかったケースについて

記述式回答（原文）まとめ II

Q14（児から者へのサービス移行にあたって生じる課題）	15
-----------------------------	----

(分類方法)

今後の問題提起や取り組み方針を定めるにあたり、以下の 4 つのカテゴリーに分類

- ① 相談支援の際に留意することで解決を図るもの
(研修等で情報共有や制度周知等に努めるもの)
- ② 施策として取り組む必要があるもの
(人材不足によりサービス提供できていないものを含む)
- ③ その他
- ④ 未分類 (その他意見として出たもの)

※分類にあたって①～④の中で重複する課題についてはいずれも記載

記述式回答（原文）まとめ I

（1）Q7（ケースの概要）

① 本人のニーズに基づく調整ができたケースについて

- 重度の知的障害のある方。両親は共働きで18時頃に帰宅するが、特別支援学校高等部在籍中は、週6日放課後等デイサービス（以下、「放デイ」という。）を18時まで利用し、その後の送迎もあった。卒業後の進路として就労継続支援B型（以下、「B型」という。）事業所に通所することとなったが、移動支援のヘルパーと帰宅する際に、余暇支援を利用することで本人の帰宅する時間を両親の帰宅時間に合わせる事が出来た。
- 重度の知的障害のある方。双子の兄も発達障害のある方。特別支援学校高等部を卒業する3月末日まで、放デイを月31日利用していた。排泄も未自立、自宅からの飛び出し、噛みつきなどの他害行動も多く、母一人で対応することが困難な状況だったため、自宅で過ごすのは正月3日間くらいであった。母親は本人が学校、放デイに行っている間に自宅で内職をしていた。卒業後は自宅近くの生活介護事業所へ行くことになったが、16時には帰宅する事、土日を自宅で過ごすことに母親が強い不安をもっていた。そのため、自宅でも過ごせるよう目標を定めつつ、日曜日に利用できる他の生活介護事業所とも契約し、土曜日だけ自宅で過ごすことから始めた。生活介護事業所も排泄の自立支援や、自宅訪問、緊急時対応などを行いながら徐々に自宅で過ごすことに母子ともに慣れていくことができるようになった。内職は量を減らし、本人が事業所から帰るまでには終われるように調整した。
- 重度の知的障害のある方。週5日放デイを利用していたが、特別支援学校卒業後、平日両親の休み以外は地域活動支援事業所（以下、「地活」という。）を夕方に利用している。母の帰宅時間を合わせた送迎など、調整してもらっている。
- 重度の知的障害のある方。特別支援学校高等部に在籍し、週5日放デイを利用していた。卒業後、生活介護を利用することとなったが、両親が共働きで、母の帰宅時間が18時であり、一人で留守番ができないため、居宅介護のヘルパーに入っていたが、見守りされている。
- 重度の知的障害のある障害支援区分6の方。特別支援学校通学にはスクールバス問題があり、高等部からはたとえ最重度で行動障害があってもスクールバスを自力で降りなければならなかったことから行動援護を利用して通学していた。通学で行動援護を利用していたことから、通所の際にも行動援護を利用することができた。通所先は、車送迎であっても行動障害の対処が困難だと車に乗せないため、他に方法がなかった。安易に日中支援を作ったとしても、最も必要な方には使えないサービスとなる。

- 重度の知的障害のある方。特別支援学校卒業後、18 時頃まで利用できる生活介護事業所が見つかり、問題は生じなかった。
- 重症心身障害のある方。特別支援学校卒業後、自宅でのサービスの時間調整が大変であった。
- 重度の知的障害、身体障害のある方。特別支援学校へ行き、週 6 日放デイ、移動支援、居宅介護を組み合わせ生活していた。シングルマザーの母親が仕事の責任ある立場にあるため、帰りが遅くなることで、18 歳から通う生活介護の終了時間が放デイより短いことが課題として挙げられていた。1 人では自宅で過ごすことは難しく、具体的には食事、排せつや緊急時に対応することが 1 人では出来ない。生活介護は特例支給で週 6 日利用しているが、16 時半ごろに帰ってきたときにヘルパーが迎え、そのまま食事や見守りで居宅介護として入ってもらい、19 時過ぎに母親が帰宅する形で生活が成り立っている。幸い、元々関わって頂いている事業所が続きで入ってくれることになったため、特段日中の活動以外は変わらない形で続けられている。とは言え、本来 3 時間以上の支援に関しては重度訪問介護を利用して、母親も帰りの時間を気にすることなく働いてほしいと思うものの、障害支援区分 6 だとしても重度訪問介護の報酬があまりにも低く、事業所は受けないということから、居宅介護で身体介護中心にサービスを組み立てている。重度心身障害者に関しては、見守りの時間も少なくないため、重度訪問介護で入ることが望ましいと思うものの、そうは出来ない報酬上の問題が一番大きいと思う。

② 調整はできたが、本人のニーズに基づくものではなかったケースについて

- 重度の知的障害のある方。特別支援学校高等部までは、放デイを複数事業所で週 6 日利用をしていた。高等部卒業後は、生活介護・地活を併用して、両親が共働きだったこともあり、自宅に 18:00 から 18:30 頃に帰宅できるように通所をしていた。しかし、地活に通えなくなり、夕方に支援をしてくれる事業所が見つからない状況になり、生活介護事業所が日中の支援を継続し、母親が就労時間を調整して生活してきた。生活リズムの乱れから、日中の生活介護で問題行動が多くなり、利用日数を制限されるようになったことで、母親が就労をやめることになっている。
- 重度の知的障害のある方。両親は共働き。特別支援学校在籍時は放デイを利用し、送迎によって母より後に帰宅していた。卒業後は両親の希望する B 型事業所を利用することとなった。自宅に近いこともあり帰宅が早い時間になったが、母は家庭の事情で就労を短縮することができず、本人は一人で過ごすことになった。移動支援を毎日入れられず、一人で帰る日にはコンビニでの万引きなどの行動が見られ、自宅でも本人は退屈であった。通所先を送迎のある生活介護事業所に替え、帰路での問題行動の防止や帰宅時間を遅らせることはできたが、時間の過ごし方の解決には至っていない。

- 重度の知的障害、軽度の身体障害のある障害支援区分 5 の方。特別支援学校高等部卒業まで放デイと短期入所を利用していた。意思の疎通は難しく、卒業後のことは母親の意見を参考にした。現在は生活介護に通所し、行きも帰りも行動援護のヘルパーと移動している。自宅ではそのままヘルパーが身体介助で家族が帰宅するまで支援しているが、短期入所や日中一時を利用することも多々ある。1 週間のうちほとんどを生活介護やヘルパー、短期入所、日中一時のいずれかを利用して家族とのかかわりが極端に少ないことが気がかりである。両親は共働きで朝早くの出勤や夜遅くの帰宅がある。
- 重度の知的障害のある方。特別支援学校入学後に、放デイを利用開始する。両親が仕事で帰宅が遅くなることが多く、平日はほぼ毎日放デイを利用していた。障害者の日中サービスは児童に比べて遅い時間まで預かってくれないことを学生の頃より両親が把握しており、卒業後を見据えて高等部 2 年生の時から地活も運営する法人の放デイに移った。卒業して、予定通り地活と、B 型の利用を開始した。B 型を選んだのは近所で歩いて行ける距離にあったこと、帰りの送迎車が地活の近くを通ることが決め手となった。その後、段々と問題行動が増えたため、生活介護にサービスを変更しようとするも、今度は送迎が地活に寄ることが出来ないために、調整に苦慮。本人が自宅の鍵を持ち歩くことが出来ないために、自宅にヘルパーを入れることも出来なかった。現在は半年かけて探した移動支援事業所にて生活介護終了後に迎えに行ってもらい、地活に送り届ける形となっている。
- 重度の知的障害のある方。特別支援学校高等部在籍中、放デイに 5 日通所していた。本人のニーズは自分の好きなことをしたい、外出したい。父母共働きであった。高等部卒業後は B 型に通所している。父母の希望で、自宅から遠い通所先を選び、早く家を出て、遅い時間に帰宅している。父母よりも先に家を出て、できる限り遅い時間に帰宅することで、家で一人で過ごす時間が短くなるようにという考えのためであった。通所や帰宅の際に移動支援が利用できない日は本人が単独で移動している。その際、母がスマホの位置情報で居場所を検索し、違う場所に行ってしまうのか確認している。
- 重度の知的障害、身体障害のある方。特別支援学校高等部を卒業し、生活介護を利用。学生時代は放デイを利用し、帰宅時間は 18 時～19 時と送迎を最後にしてもらうなど遅めであったが、本人帰宅時に必ずしも母親が帰宅しているわけではなかったため、兄弟や叔母が自宅で受け入れていた。自宅で一人になると、家を一人で出ていくことはないが、過去には扇風機に火をつけたり勝手にお菓子を多量に食べたりと、目が離せないということだった。卒業後は生活介護を利用し、放デイの時より早い帰りであるので、家事援助を利用することもあったが、理解のある介護者でないと嫌だからと、兄弟や叔母の協力が不可欠であった。現在では、「やってはいけないこと」がやっとわかってきたのか、いわゆる粗相はなくなり、兄弟も自立していったため、叔母と母親と本人の 3 人暮らしで、支援の隙間時間が生じても大きな問題はな

いため、また、本人も一人で過ごしたいということであるため、居宅介護等のサービスは取り消している。

- 重度の身体障害のある方。特別支援学校高等部在籍時は、平日放デイを利用していた。放デイは送迎があり、送迎の順番を最後にしてもらっていた関係で自宅着は18時半過ぎ。卒業後の進路は生活介護に決定したが、近隣の生活介護を利用すると自宅着は15時半から遅くて17時前となることから、結果的に両親はあまり希望していなかった少し離れたエリアの生活介護を利用、かつ送迎の順番を配慮してもらい、18時前に自宅着となった。それでも母の帰宅は間に合わないため、勤務時間を1時間短縮しての対応となった。
- 重度の知的障害のある方。特別支援学校高等部に在籍時は、週6日放デイ利用。放デイは、18時以降の送迎。卒業後は、生活介護になり16時以降の送迎となり、両親共働きで帰宅が18時以降のため、移動支援希望。事業所が見つからないこともあり、ご家族（祖母）のご協力を得て対応している。
- 重度の知的障害のある方。特別支援学校高等部在籍中は、週5～6日放デイを利用（送迎あり）。卒業後はB型を利用。両親共働きのため、夕方は不在。B型は送迎がないため、移動支援か地活を利用（朝は家族送り。本人帰宅後から家族が帰ってくるまでの間、見守りが必要とされ、移動支援（余暇）を利用して外出したり、地活を利用したりしている）。2～3時間であれば、自宅で一人で過ごすことは可能と思われるが、家族の不安が強い（一人で外出してしまったりするため）。人と関わったり一緒に外出したりするのは好きなので、本人から不満等の表出はない。
- 重度の知的障害のある方。支援学校高等部在籍中で、週6日放デイを利用。保護者は共働きで、夕方は間に合わないため、祖母宅に送ってもらっている。長期休暇も朝夕祖母宅にお願いしているが、祖母も高齢で対応難しくなっている。卒業後は生活介護を利用予定であるが、朝も夕も時間が合わないため、地活の利用を提案。ただ、空きがない。移動支援も複数事業所を利用しているが、いくつかの事業所からヘルパーが高齢になり、継続は難しいかもしれないと言われている。母は退職を検討。
- 行動援護2人介助が可とされた方。特別支援学校を卒業後は生活介護を利用予定。当初17:30まで生活介護に居られるときいていたが、16:00までと早まった。生活介護の迎えから17:30まで利用できる行動援護の事業所を探しているため、紹介してほしいと母から連絡があった。母も仕事があり17:30までは留守家庭。相談支援専門員はついてしたが、自身でも探した方がよさそうだと母の判断で障害者基幹相談支援センターに連絡をいただく。地活などその他サービスの利用も検討したが合致せず。行動援護事業所各所に連絡、事情を話し月～金の帯で受けただけでないか相談。毎日ではないが受けられる事業所があったので、あとは直接母と交渉いただく。

- 重度の知的障害のある方。特別支援学校在籍中は放デイを週 6 日利用し、ひとり親家庭で母は 18 時に帰宅。卒業後、平日は生活介護が 16 時で終わるため 18 時まで日中一時支援を利用することにした。母は土曜日仕事のため、ショートステイを利用したり、高齢の祖母宅に預かってもらうこともある。
- 重度の知的障害、軽度の身体障害のある障害支援区分 6 の方。特別支援学校卒業後、日中活動の場が約 1 か月決まらなかった。放デイは複数の事業所を利用していた。27 日/月の支給決定。複数の事業所を紹介し、見学・体験を行ったが、事業所の受け入れが出来なかった事と、車内で暴れてしまう事を考慮して難しいと判断されたことから両親の送迎で通所の受け入れが可能となった。ヘルパーも強度行動障害者に対応できる方もいない。母親の就労も朝、1 時間遅く、帰りは退所時間に合わせた就労で対応して頂いている。放デイを利用していた時より帰宅時間が 1 時間程早く、自宅でも落ち着きがない様である。居宅介護も利用して現在、1 時間前倒しでサービス提供してもらえる様に調整中。あわせて家族の介護負担の軽減を図るため、短期入所を利用したいが、強度行動障害の方が利用できる事業所が見つからない。区内での利用が全てにおいて上手くいかず他区の事業所を頼っている。
- 重度の知的障害のある障害支援区分 5 の方。特別支援学校高等部在籍時、27 日/月の支給を受けて放デイサービスを利用。夕方に帰宅していた。強度行動障害があり、一気に環境が変わることに不安があった。両親の就労形態から、生活介護の利用及び土曜日にも日中活動先が必要だった。土曜日開所の生活介護に限りがあり選択肢が狭く困った（もし日曜日だとしたら、日中活動先の提案にもっと困っていた）。平日利用できる生活介護から決定。卒業が迫るなか、偶然のように土曜日受け入れ可能な生活介護に空きが出たと情報を聞き、すぐに見学や実習をすることにした。結果、土曜日にも利用できることとなったが、併用するしか選択肢がなくなった。事業所側からも、併用より一本化してほしいとの話があったが事情を話して受け入れしてもらった。土曜日にも利用すると、支給決定の日数が足りなくなるため、平日一日仕事休みの日を母親が作り対応するも、負担が大きく、地活も追加で利用することとなった。
- 重度の知的障害のある方。概ねが生活介護事業所の利用者となる。中にはひとり親家庭の方もいる。
- 重度の知的障害のある方。両親共働きのため、自宅から遠い生活介護を利用し、送迎を最後にしてもらい、自宅に到着するのが 18 時ごろにしてもらっている。生活介護は 16 時に終了しているが、送迎の関係で遅くなっている。
- 重度の知的障害のある方。特別支援学校高等部在籍時は月 27 日放デイを 2 箇所利用。卒業後、生活介護の利用を開始するも、両親共働きで、土曜日の所在に困る。そこで、短期入所を利用検討するも、送迎に困る。行動援護を組み合わせるも、ヘルパー不足で完全にはカバーできず、在宅支援が可能ではある時期だが共同生活援助に完全移行を検討中。

- 重度の知的障害のある方。特別支援学校在籍中で、放デイを利用している。卒業後、生活介護事業所の営業時間が15時ごろに終了するため、放課後支援に代替する社会資源がないか探している。時々、デイサービスでの小集団のレクリエーションに参加出来つつある。本人はうるさいのが苦手で早く帰宅したいので送迎のスタッフが誰かを毎回確認する。返事が思っていないことだとイライラし叩くことがある。自宅でもイライラするとトイレ以外で排尿排便する行動がある。母親は学校に行く渋りがあるので、仕事を辞めて学校に送ることをしている。母親も就労したいが介助が難しいので卒業後は自宅近くにある生活介護事業所を探すと状況がみられている。代替手段としてグループホーム入所も検討するが生活費の面があるので難しい。行動援護や居宅介護の利用が考えられるが、ヘルパー不足により難しい。
- 重度の知的障害のある方。特別支援学校卒業後の相談あり。放デイを利用し、家族は就労している。現在は母が帰宅後に本人を迎え入れることができ生活が整ってきたが、卒業で放デイの利用が終了した後、本人が単身で自宅にいることはできず、ヘルパーを検討したいが、ヘルパーが見つからない。家族が帰宅するまで時間がある。母がパート勤務に切り替えるしかない状況。しかし兄弟の学費などの為にパートだと厳しい。本人も困ってしまう
- 重度の知的障害のある方。就学時は土曜日も含め週6日放デイを利用していた。特別支援学校卒業後は生活介護を利用することになったが、両親共働き、母親は親の介護もあり土曜・祝日開所で利用できる事業所を探し、平日及び土日利用で2か所の事業所を併用(27日支給)。いずれの事業所も送迎はあるが自宅に帰るのが16時すぎになるため、母親の仕事の時間を15時半ごろまでに調整してもらう。(以前は17時まで就労)

③ 調整できなかったケースについて

- 重度の知的障害・身体障害のある方。特別支援学校高等部に在籍し、放デイを週5日利用していた。卒業後の進路は生活介護を週5日利用となる。しかし、放デイは17:30までで送迎ありだったが、生活介護は16:00までで送迎なし。自宅で1人で過ごすことは困難で見守りが必要、送迎も必要なため母が仕事を短縮して対応している。
- 重度の知的障害のある方。特別支援学校卒業後の行き先として生活介護を選択した。その際に、母親の就労時間に送迎時間が間に合わない。母親の就労時間を調整して対応した。
- 重度の知的障害・身体障害のある方。兄弟も障害があるため、特別支援学校在籍時は、月曜～日曜日まで放デイの利用をしており、平日は18時半頃帰宅していた。土日や長期休暇の朝遅く、夕方早い時間での送迎についての課題は元々あり、家族が仕事を調整しながら生活していた。現在は、生活介護事業所へ月曜～土曜日まで通所している。朝と夕方送迎時間に合わせて家族が対応をしなければいけない状況は続

いている。居宅介護、移動支援の利用をするにも都合よく見つからない。障害特性により受け入れてもらえる短期入所事業所がなく、今後も見通しが立たない状況である。

- 重度の知的障害のある方。特別支援学校在籍時は、週6日放デイを利用していった。父母それぞれが自営業しており、母に持病もあるため放デイの送迎をなるべく遅く（18時）してもらったり、19時頃に父が迎えに行くなどしていた。放デイが家庭の状況を把握しているので非常に協力的だった。卒業後、系列の生活介護よりももっと楽しく過ごさせてあげたいとの思いから野球関連の仕事がのんびりできるB型に行くことを強く希望され、週3日はB型、週2～3日は児童デイの系列の生活介護を利用されている。B型から帰宅する時間が（16時半頃）早いので移動支援や地活の利用をしたいと要望があるが、B型と生活介護合わせて月8日の支給決定がおりているため、地活の支給決定がおりずヘルパーは見つからない状況である。
- 重度の知的障害のある障害支援区分6の方。特別支援学校卒業後、生活介護事業所に通っている。生活介護の利用1年目に母親の仕事がパートから正社員に変わり、生活介護からの送迎で到着する16時頃の母親の迎えが厳しくなったため、地活の利用申請と行動援護のヘルパーの利用による調整を行った。行動援護ヘルパーは見つからず、利用ができなかった。地活については生活介護の送迎を地活付近の駅までと変更を調整したが、その駅で受け入れることができる地活の職員がいなくなり、現在まで利用に至っていない。（母親が一旦職場から戻り、生活介護からの迎えを行い、その後職場に子供を連れて戻っている）

（2）Q11 及び Q12（記入したケースで感じた課題）

① 本人のニーズに基づく調整ができたケースについて

- 月～金の移動支援を毎日確保する事の難しさ。
- 放デイを長時間利用する事で、母親が本人の成長や課題を実感する事が不足し、親子でどう過ごしたらよいか分からなくなってしまった。
- ニーズはあるものの、地活の数が少なく、利用できる資源とは言えなくなってきている。
- 移動支援でヘルパーが急にやめられたりするので、引継ぎ先を探すのが難しい。事業所自身、新規の受け入れが難しい。
- 学校卒業時に、多くの社会福祉法人やNPOの生活介護の実習に行ったが、行動障害があるため、軒並み受入を拒まれて、卒業後1年以上、通所先なく過ごした時期がある。生活介護のスキルアップが課題だった。
- 同じようには生活できない可能性あり。

② 調整はできたが、本人のニーズに基づくものではなかったケースについて

- 18歳の区切りで、支援の継続性がなくなる。
- 放デイの運営時間と、生活介護の運営時間が異なることを、今後どう埋めていけるか。埋めるサービスが少ない。あっても支援をどう進めているかの課題がある事業所もある。
- 支援時間が「継続で、18:00まで」ないということで、両親等が就労を離職せざる負えない状況になっているケースが多いように感じる。
- 家庭に他にも障害のあるきょうだいがおり、複数の課題を抱えていた。障害のある子どもが幼少のうちから、成長するにつれどういった時間の過ごし方をするのか、家族と共に考える機会があるとよい。
- 児童から大人のサービスに変わるうえで帰宅時間が早くなること。本人だけでなく、多くの家族もその違いに納得していないと思われる。サービス利用にブレーキがかかる可能性もあるし、相談員からもちやんとした説明ができない。ヘルパー不足の中、他のサービスを組み合わせるというのも、マンパワーがなさすぎて難しい。本人のニーズや、やりたいことに沿った形ではなく、地活に行くことを前提としたサービス利用となっている。
- B型の作業時間は10時～15時だが、本人は朝7:30頃自宅を出て16:30頃帰宅している。放デイに代替する社会資源が無いために朝早く家を出て遠いB型に通所しており、通所に時間がかかり、体力的に疲れることや移動中の事故やトラブル、犯罪に巻き込まれる不安がある。本人も家族も不本意ではないかと支援者としては思っている。安心して楽しく過ごせる場所が必要である。
- 学校と放デイを利用できていれば、概ね7:30～19:00くらいは誰かの目が届く生活をしているが、卒業後は9:00～16:00は誰かの目が届くが、朝早くと夕方については、ケースによっては同じように目を届かせようとすると調整が大変であると思う。本人の自立度によっても変わるが、課題としては完全に支援者や保護者の目や考え方に寄る。本人目線で話すと、「一人の時間も欲しい」とよく言われる。例えば、テレビやYouTubeをみる、ゲームをする、おやつを食べる、寝る、など。テレビやタブレットは保護者が嫌がることもあるが、一度見ていたら、それを自由な時間にみたいという本人が多い。
- 家族のニーズに対して、サービスがすぐに提供できない場面もあったが、本人には特に影響がなく安定していた。祖母等の協力により、なんとか時間を稼いでサービスを提供することができた。このようなケースでは、家族の協力が不可欠となる。
- 本人は、地活や移動支援を使って楽しく過ごしているのですが、希望を満たしている部分はある。一方で、家族の「一人で過ごさせることはできない」という思いをなかなか解消できなかった。一人で好きなゲーム等をして過ごすことができるのではないかと、まずは家の中でヘルパーの見守りで過ごしてみるのはいかがでしょうか、といった提案を行な

ったが、家族不在の中、支援者が家に入ることへの抵抗感もあった。通所についても、能力的には一人で行き帰りできるものと思われるが、道中の不安は払しょくできなかった（寄り道云々）。サービス利用は家族の意向の方が強く、本人の意向確認が難しいこともあって、ニーズに基づいた利用だったかどうか、という思いがある。

- 保護者の生活を変えなければいけないというのはどうなのか。
- 相談を受けた当初は母がサービスの整理ができておらず、利用が移動なのか行動援護なのか（それによって事業所も違ってくること）は、聴き取りをするうちに明らかになった。相談員も動いていたとは思いますが、家族にとっては、3月まで平和にできていたことが、4月には全く違う環境になるということの準備期間がないように思えた。
- 母や、祖母の負担が増えた。
- 家族支援を含め親亡き後をどのように支援していくか。何時頃から準備をする必要が有るのか等。
- 土曜日や日曜日、祝日に日中の受け入れ可能な事業所が少ない。特に、障害種別や特性が限定されると、ますます幅が狭くなる。
- 夕方に利用できる地活が少なすぎる。また、支給決定日数も、生活介護と同じ日には利用できない、など制約が厳しいため、親の負担がどんどん大きくなっている。（正社員からパートに変わる。一緒に住んでいる、又は近くに住んでいる高齢の祖父母に頼む、最悪、事業所から送り届けられ自宅に入って中から鍵をかけることを確認して1人で親が帰るまで自宅で過ごすなど）
- 送迎車の中で1時間以上を過ごすことが、はたして本人が望んでいることなのかと疑問に思うが、ヘルパーが不足しており、それに代わる資源がない。
- ヘルパー不足と重度利用者の支給決定に柔軟性があれば、選択が広がる可能性がある。ヘルパーの就業環境改善と、例えば重度障害の利用者の27日決定を期待したい。生活介護事業所の不足も感じる。
- ヘルパーが見つからない。地活も近くにない。
- 本人・家族を含め生活リズムが変わる事への対応(理解)が難しい。また、選択肢が少ない。

③ 〈調整できなかったケースについて〉

- 16:00以降も本人が利用できる事業所を探すことができず、現在の状況が続いている。ヘルパー利用については本人の特性や家庭の状況から検討にも至っていない。
- 放デイでのサービスに慣れている状態から、生活が変わってしまう事。一人で留守番をする時間を少しでも持てるケースは良いが、難しい場合に家族が生活を変える必要がある。

- 居宅介護や移動支援の人手不足については解消が困難。日中の居場所の時間の調整をしていくことができないか、日中一時支援を活用できないのか。
居宅介護の利用ができたとしても、自宅の中で支援をしてもらうことへの抵抗がある場合もある。
- 父母の認識。児童の時はサービスが手厚いが成人すると薄くなることについて、事前に説明はしていたが理解を得られるのは難しいと感じた。生活を変えなくてはいけないハードルは高い。
- 通所の事業所が終わるころの時間帯のヘルパーなど職員が絶対的に不足している。

(3) Q13 (平日の夕方における時間帯の過ごし方の希望)

① 本人のニーズに基づく調整ができたケースについて

- ヘルパーとB型から自宅に帰る道すがら、只帰るだけでなく、本人が好きな事、楽しい時間(買い物やカラオケなど)を過ごしたい。
- トイレもほぼ自立のため、穏やかに過ごしてくれるなら自宅でもかまわない。
- 利用している生活介護事業所で、日中の時間帯とは、別の過ごし方(余暇的過ごし方)をしたい。移動支援で、散歩に行きたい。
- 父と母で協力して、SST トレーニングの送迎をしている。
- 本人に発語はなく、訴えれないが、両親は本人が喜んでいるショートステイの利用が増えることを望んでいる。
- 本人は自分の希望を発言することが困難であるため、母親の希望になってしまっているのが実状である。本人は楽しそうに日中活動には行っている

② 調整はできたが、本人のニーズに基づくものではなかったケースについて

- 安心して、過ごせる場所に行きたい。支援をする事業所の「質の問題」はきちんと見ていかないといけないのではないかと。長時間預かってくれることだけに視点がいつている。事業所を利用した後に親が気付くことがある。
- 生活介護事業所でももう少し長く過ごしたい。一人で気ままに出歩きたい。事業所では楽しく過ごしており、時間を長くすることでより楽しく、また本人の能力を見い出す余裕もできるのではないかと。一方で、誰にも干渉されず行動することも好んでいるように思われるため。
- 自宅でゆっくり休みたいのではないかと推測している
- 出来る限り慣れた職員と一緒に、遅い時間まで様子を見てもらいたいと両親は考えている。
- 本人、家族ともに放デイのようにスタッフや利用者と一緒に過ごしたいと希望している。父母は仕事があり、自宅にて本人一人で過ごすことが不安。本人は友人と楽

しく過ごしたいため。

- 本人目線で話すと、「一人の時間も欲しい」とよく言われる。例えば、テレビやYouTubeをみる、ゲームをする、おやつを食べる、寝るなど。テレビやタブレットは保護者が嫌がることもあるが一度見ていたら、それを自由な時間にみたいと言う本人が多い。
- 余暇時間もしくはレスパイト的な預かり支援。
- 楽しく過ごしたい（はっきりした意思表示はあまりない）。
- 生活介護で夕方もしくは夜間まで過ごすか、地活で過ごす。
- やむなくヘルパー探しをしていただけであって、もともとは生活介護事業所で時間を過ごすつもりだったので、事業所時間延長もしくは、送迎つきで通うところがあればそちらを希望されたと思う。
- 日中一時支援が利用したい。
- 両親としては、就労時間中は家族以外の支援者に託したいと考えているが、思い通りには計画できていない。就労時間を短縮することで収入減となっている。就労すらできない母親。本人としては、家族以外の支援者に対応して頂きたい。
- 生活介護事業所に行きたい。できれば、同じ環境で早く慣れることが理想。曜日によって異なることで、本人の混乱も想定されたが、なんとか家庭で対応できる範囲内で混乱はおさまっている。
- 利用者にもよる。一概には回答しにくい。日中の生活介護事業所で過ごして、そのまま夕方まで過ごした方が落ち着いて、また、体力的に負担が少ない方もいるだろうし、場所と気分を変えて地活を使った方が、落ち着く方もいる。どちらにせよ、普段から通い慣れた福祉サービスで過ごしたい、と希望されている。
- 地活の知的障害のある方の受け入れが少ない。母親の就労時間の短縮もある。
- 生活介護の時間延長が可能だとよい。慣れた場所で継続して過ごすことができるから地活が近くにあるとよい。本人が他の利用者に関わり、楽しく時間を過ごすことができる。
- 安全に過ごしたい。

③ 調整できなかったケースについて

- 自身のペースで楽しく過ごせるところで安心して過ごしたいと思われる。
- 一人で過ごす時間を減らし、安心して過ごしたい。
- 慣れている生活介護の場所で過ごしたい。外出をしたい。
- 両親とも仕事や祖父母の介護があるので見れない。児童の頃に比べて帰宅時間が早いので夕方、地活で過ごしてもらおうか、ヘルパーと外出（散歩など）して時間をつぶし

て18時以降に帰ってきてほしい。

- 行動援護のヘルパーとともに、公共交通機関を利用して事業所から自宅に帰る。その際に買い物なども行えるといい。理由は、親以外の人との関わりが持つ社会性を育むことができる、乗り物に乗るなど社会マナーを身につけることができる等。
- 地活で生活介護などの通所利用後、送迎により過ごす事ができる。理由は安全で、本人も楽しく過ごす事ができる等。

記述式回答（原文）まとめⅡ

Q14（障害児から障害者へのサービスの移行にあたって生じている課題）

① 相談支援の際に留意することで解決を図るもの （研修等で情報共有や制度周知等に努めるもの）

- （ア）卒業後の日中活動で過ごす時間が、卒業前の「学校+放デイ」で過ごす時間より減少する事で、親の自由時間が減少する。それにより親子間の距離が窮屈となり、親のストレスの増大や就労時間が減る事での経済的打撃等も見られる。
- （イ）障害児の支援をする「事業所（放デイ・児発）の運営時間」と障害者の支援をする「事業所（生活介護）の運営時間」が異なったことで起きている課題に対して、どう対処していけるか。「9：00から15：00頃まで支援を行う生活介護」、「15：00から支援が始まり、18：00頃まで支援を行う放デイ」ではそもそもその利用者の活動時間が異なっている。
- （ウ）生活介護や就労支援では様々な年齢の方が利用しているため、年齢差等から他者との関わり方に苦慮されたり、事業所での休憩時間の過ごし方がわからないといった事例が少なからずある。
- （エ）特別支援学校を卒業したとたんいきなり仕事をして社会のルールに適応するよう求められたり、はるかに年上の方のいるデイサービスに通うなど本人にとって正直辛い思いをされるのではないかと思う場面が多々ある。健常者でも18歳辺りの方が皆働いているわけではない。サービスもそうだが、それ以外にも社会に慣れるための活動する場所や居場所があるとよいのではないかと以前から考えている。
- （オ）診断書で利用していた場合の障害支援区分の認定や、卒業後の状況により、一度は区分はいらなと言ったが、やはり区分が必要なサービスを利用したいとなった場合の区分の認定が3か月くらい申請からかかること。手帳の取得状況や、本人・家族の障害、病気の受容度合いに大きく左右されるが、制度説明や理解を得ることに時間や人間関係の構築を要することがある。丁寧な説明を心掛けているが、モニタリングや計画作成とは少し違った話になるため、相談員の役割のひとつなのかもしれないが、労力や時間がかかる作業とはいえると思う。
- （カ）18才になる時に必要な児童が区分認定を受けること等手続きがいくつかあるが、親への説明が不足していると思う。
- （キ）B型事業所に直でいく際の、就労アセスメントを受けてもらえる事業所を探すなどの手続きに時間を要する。

- (ク) 高等科の特別支援学校卒業後に、福祉サービスの利用の種類によって、就労移行支援でのアセスメントが必要なこと等の説明が保護者になされていなく、慌てて3年生の3学期に行ってもらったケースがある。
- (ケ) 就労に向けての学校との連携、本人の能力の見立てが不十分だったり、保護者の希望で卒業後のサービスが決まっていく。
- (コ) 18歳の切り替え時期もそうだが、20歳に至る時点で障害年金の手続きもしっかり案内をすることが親によっては必要だと思う。切り替え時期に関しては今回、事前に2度サービス担当者会議を開き、1回目は4月を迎える前年の11月頃にどうなっていくそうかの確認、あとは2月頃に生活介護を含めた新規事業所を交えての担当者会議をした。そこで細かいサービスの調整を行い、母が不安なく生活が出来るか、本人にとって無理のないサービス利用になるかを丁寧に検討した。その甲斐もあったからか、母からは不安は解消したという言葉聞いていた。そのため、個別ケースであり、そのケースごとになる話ではあるものの、保護者の不安を丁寧に相談員はじめまわりが聞き取り、どうしたいのかに沿って、半年前くらいから準備していくことが必要だと考えている。

② 施策として取り組む必要があるもの

(人材不足によりサービス提供できていないものを含む)

- (ア) サービスとは違うが、18歳から20歳までに様々な問題が生じる。特に家庭に問題がある方について。年金受給までの経済基盤、児童相談所の対象ではなくなることなど。
- (イ) 福祉サービスの利用に繋がっていないケースだと、18歳になると児童相談所や民生子ども課が離れ、相談もつかず、家族だけで支える体制となる。
- (ウ) 児童相談所ケースの引継ぎがなく、見守り機関がなくなる。
- (エ) 虐待ケースの引き継ぎが民生子ども課から福祉課へ引継がれない。
- (オ) 障害者のサービスは提供時間が短い場合が多いが、人員体制上・報酬上やむを得ない部分が多い。報酬の引き上げがサービス提供時間の拡大に繋がればと考える。
- (カ) 夕方の支援サービスに関する需要が非常に高く、特に家族からの協力が得にくい状況が続いている。家族の負担軽減もあり夕方の支援の必要性が高まっているにも関わらず、家庭の事情や仕事の都合から、家族が支援に参加することが難しいケースが多い。
- (キ) 一人で過ごせないからサービスが必要なのに必要なサービスが見つからないことが多い。

- (ク) 居住地付近に希望する事業所が無く遠方を利用されている方が多くいる。
※重度身体障害者で医療が必要とされる方の通所に際し安全確保ができ、看護師常勤の施設、身体障害が有りリハビリを必要としている方の通所先等
- (ケ) 生活介護事業所で、入浴介助してくれている事業所が少ない。
- (コ) 区内に地活がない。あったとしても移動支援で送迎して貰える事業所が少ない。強度行動障害のある方を送迎する送迎がある地域活動の支援先がない。
- (サ) 医療的ケア児を一時保護できる施設が少ない。
- (シ) 医療的ケア児が通える B 型あるいは A 型がほぼないのではないか。
ある一定の医療的ケアがあれば働くことができる方への支援が当然あるべきではないか。
- (ス) 一気に環境が変わること。可能ならば一貫した支援の線ができるといい。キーパーソンの就労形態や生活状況、介護力などにより、土日祝にもサービス利用が必要な場合もあるが、圧倒的に資源が不足している。
- (セ) 誕生日によっては準備に不具合が出る。選択肢が減る。3/31 誕生日の子は卒業後の時間に地活に行けなかった。
- (ソ) 児童と大人の支給日数の上限の違い。

<以下、他のカテゴリーと重複>

- (タ) ① (ア) 参照 (15 ページ)
- (チ) ① (イ) 参照 (15 ページ)
- (ツ) ① (エ) 参照 (15 ページ)
- (テ) ① (オ) 参照 (15 ページ)
- (ト) ① (カ) 参照 (15 ページ)
- (ナ) ① (キ) 参照 (15 ページ)

③ その他

- (ア) 市立特別支援学校では小学部が 1 学年、10 数人。中学部で倍以上、高等部で爆発的に生徒数が増える。進路担当が同行も出来ず、身体障害を主とする県立特別支援学校との格差は大きい。市立特別支援学校の生徒の進路を学校と一緒に考えて行きたいが、協力的ではない。

<以下、他のカテゴリーと重複>

- (イ) ① (ウ) 参照 (15 ページ)
- (ウ) ① (ク) 参照 (16 ページ)
- (エ) ② (ア) 参照 (16 ページ)

④ 未分類（その他意見として出たもの）

- (ア) 親の就労保障を進めていくことでの課題をどう検討していけるか。
- (イ) 親が子供の成長をあたりまえに共有できず、子供の愛着形成が十分に行われていない。そのため、大人になり執拗に人を求める、振り向かせるために不適切行動をとるといった二次障害に発展するケースが増えている印象がある。
- (ウ) 成人の利用する事業所の営業時間が短い。社会人として、利用時間が10:00～15:00等でもいいのか。（職員不足、職員の労働環境問題、といったことは棚上げしての意見）
- (エ) 成人の障害福祉サービスが、社会情勢の変化に追いついていない。制度設計が、父母がそろい一人は家庭に入っている、ということが前提だと思われるので、共働き、単親の家庭に支援が行き届かない。個人の生き方の多様性を尊重するのであれば、福祉制度はより充実させるという方向性になるだろう。しかし、福祉サービスで全て揃ってしまうということの是非もいずれ考えなければならぬと思われる。（福祉の充実の結果として、児童発達支援・放デイの利用者が増え、障害児と家族が向き合う時間が減少し、療育は進んでも家族の関係性が希薄になる。それは今後も進んでいくと思われるが、ネガティブな側面ばかりではなく、家族の中だけで全て何とかしてきた時代と比べれば、エビデンスのある療育を受けることで社会生活を営みやすいというポジティブな面もあるのではないか。）
- (オ) グループホーム入居がスムーズにできない。
- (カ) 関わる関係機関が大きく変化し、本人の混乱が見られる。卒業を理解するまでに相当の時間を要する。